

鎌倉市 3 R 推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施するごみの減量化及び資源化の推進に協力し、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の推進事業（以下「3 R 推進事業」という。）を実施した自治会及び町内会等（以下「自治・町内会等」という。）に対し、3 R 推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる自治・町内会等は、その構成員のごみに関する意識の向上を図り、次に掲げる3 R 推進事業を積極的に取り組む団体（以下「実施団体」という。）とする。

- (1) 3 Rに関する勉強会
- (2) 3 Rを推進する独自の啓発事業
- (3) クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業
- (4) 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業

(実施団体の責務)

第3条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、3 R 推進事業を実施する年度に2事業以上3 R 推進事業を実施しなければならない。

2 実施団体は、3 R 推進事業の実施に当たり、事業がごみの減量化及び資源化の推進に寄与するよう、その団体に所属する構成員に事業への参加を積極的に呼びかけるものとする。

(事業計画書の提出)

第4条 実施団体は、3 R 推進事業を実施する場合は、鎌倉市3 R 推進事業計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、計画書の内容を審査し、適当と認めた場合は、鎌倉市3 R 推進事業計画承認通知書（第2号様式）により、実施団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第5条 実施団体は、計画書に掲げた3 R 推進事業を実施し、3 R 推進事業を実施する年度の3月31日までに、その実績を鎌倉市3 R 推進事業実績報告書（第3号様式。以下「報告書」という。）により市長に提出しなければならない。

2 計画書の内容と報告書の内容に相違があるときは、当該報告書の提出をもって、当該相違点に係る計画の変更の届出がなされたものとみなす。

(交付額)

第6条 奨励金は、3 R 推進事業を実施する年度の4月1日現在の自治・町内会等の世帯数を基準とした世帯割と、事業の実施数を基準とした実施件数割の合計額とし、その交付額は別表第1に定めるとおりとする。

2 奨励金のうち実施件数割は、実施件数に応じて支払うものとする。ただし、実

施事業数は4件を限度とする。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の報告書の内容を審査し、相当と認めるときは、奨励金の額を記載した鎌倉市3R推進事業奨励金交付決定通知書(第4号様式)により、当該実施団体に通知し、当該奨励金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、実施団体が偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けたときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度における第5条第1項の規定の適用については、「5月15日」とあるのは「6月15日」とする。

付 則

この要綱は、決裁日から施行する。(平成25年3月28日市長決裁)

付 則

この要綱は、決裁日から施行する。(令和4年5月25日部長決裁)

付 則

この要綱は、決裁日から施行する。(令和5年3月8日部長決裁)

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年2月5日市長決裁)

付 則

この要綱は、決裁日から施行する。(令和8年4月24日部長決裁)

別表第1（第6条）

自治・町内会等の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 (年額)	実施件数割 (1件当たり)
200世帯以下	10,000円	3,000円
201世帯以上400世帯以下	20,000円	
401世帯以上600世帯以下	30,000円	
601世帯以上800世帯以下	40,000円	
801世帯以上1,000世帯以下	50,000円	
1,001世帯以上1,200世帯以下	60,000円	
1,201世帯以上1,400世帯以下	70,000円	
1,401世帯以上1,600世帯以下	80,000円	
1,601世帯以上1,800世帯以下	90,000円	
1,801世帯以上2,000世帯以下	100,000円	
2,001世帯以上2,200世帯以下	110,000円	
2,201世帯以上	120,000円	